

令和 5 年度

入学者選抜学力試験問題

# 国 語 (前期)

(注 意)

1. 監督者の指示があるまで、この冊子を開かないこと。
2. この冊子の問題は 16 ページからなる。落丁・乱丁および印刷の不鮮明な箇所などがあれば監督者に申し出て、問題冊子の交換を受けること。
3. 監督者の指示に従って、4 枚の解答用紙に受験番号および氏名を必ず記入すること。
4. 解答は、必ず解答用紙の指定された場所に記入すること。
5. 解答に字数制限のある場合は、句読点を字数に数えること。
6. 解答は、内容とともに、用語、表記、構文にも注意して書くこと。
7. この冊子は持ち帰ること。

— 次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。

福祉国家を批判する者たち——ここでは自立論者と呼ぼう——が用いる常套句（ちようそうく）がある。それは、福祉国家は国家への依存を強めるというものである。この種の批判は福祉国家に対する「右からの批判」であって、しばしば新自由主義のような右派の思考法（ア）とシノワ的である。この批判は興味深い一面を有している。なぜなら、その背後には独特の人間観が控えているからである。それによれば、自立した存在としての人間は、自身の人生を自身の努力によって切り開かねばならず、その結果について自身が責任を負わなければならない。この人間観は、今日この国で多用される表現を用いるなら、自助努力と自己責任を重視する人間観であろう。このような人間観からすると、福祉国家は、給付金を当てにして働かずに生活する者たちを増やし、国家に対する依存をジヨチヨウする制度に見えてしまう。自立し努力する個人という、本来のあるべき人間の姿が、福祉国家によって毀損されてしまうというのである。この種の批判に、どのように応答することができるだろうか。二つの応答が可能である。一つは、<sup>A</sup>この批判が不整合を来していると主張することで、この批判を論駁する応答である。もう一つは、自立が本来的であり、依存は非本来的であるという人間観そのものを否定する応答である。順に見てゆく。

自立論者の依存批判は整合性を欠くという応答は、ロバート・グッティンによって提示された。依存批判は、自助努力や自己責任によって特徴づけられる人間観をその根拠にしている。この人間観を一貫させるならば、国家への依存だけではなく、国家以外の存在への依存も批判されなければならない。だが、グッティンによれば、自立論者はそうした一貫性を欠き、内部に不整合を抱えている。自立論者は、しばしば福祉削減政策を掲げる。自立を促すためである。しかし、国家による福祉提供が削減されると、福祉をいかにして維持するのかという問題が生じる。自立論者は、脆弱な立場にある者たちを家族や親類に依存させることで、この問題を解決しようと図る。

「このような福祉削減政策は」公的な依存を減らすが、それは私的な依存を増やすことによってである。人々は、国家の支援

に依存することがより少なくなるが、それは家族の支援に依存することがより多くなるからである(Goodin, *Reasons for Welfare*, P.349)。

ここに不整合が生じる。依存ゆえに福祉国家を批判する者が一貫するためには、同時に家族への依存も批判しなければならぬ。だが、実際にはそうではない。この国においてもそうであるように、自立論者は、福祉の問題が家族の内部で解決されることを強く要求する。

なぜ、そのような不整合が犯されるのだろうか。それは、自立論者が家族への依存を見なせず、それを自立や自助努力として理解するからである。グッディンは、このような自立の捉え方は奇妙だと考える。なぜなら、「自己」の境界線が、ある人の全体としての家族(あるいは拡大家族、あるいは社会的ネットワーク)を含むところまで拡大されてしまっている」からである。自立論者が、このような奇妙で不当に拡大された自己概念に訴えることなく、それでもなお整合的であるためには、家族への依存も等しく批判するのだからなければならない。だが、実際には、そのような修正がなされることはない。それゆえ、グッディンは自立論者の主張を「有害なドクトリン」と呼び、批判する。「それは、脆弱性と依存を防ぐために、何も行いはしない。それどころか、それは最悪の種類の依存を深刻なものにする」。この自立のドクトリンは、人々が依存から抜け出るように機能するのではなく、むしろ私的な依存を残存させるだけなのである。

ところで、グッディンは、福祉削減政策によって残存する私的な依存は最悪の依存であると言うが、なぜだろうか。グッディンは、私的な依存に含まれる搾取の危険性に注意を促す。搾取とは、強い立場にある者が弱い立場にある者の脆弱性や依存を不正に利用することである。依存する者たちは、福祉を提供してくれる他者に対して弱い立場にあるため、このような搾取の危険性に晒さらされている。自立論者は、私的な依存を等閑視し、そこに潜む搾取を不問に付すことによって、依存から搾取が生じる危険性を増幅してしまう。もちろん、福祉国家の施策によって、依存が存在しなくなるわけではない。しかし依存のあり方を変更することはできる。公的な支援が拡充すれば、私的な依存が縮減されるのであり、私的な依存に潜在する搾取のリスクから脆弱な者た

ちが保護される可能性が高まる。これが、自立論者に対するグッデインの応答である。

自立論者に対する第二の応答は、この批判が依拠している人間観そのものを疑問視することである。この人間観によれば、人間は本来的に自立した存在であつて、それゆゑ自立すべきである。依存はそのような人間の本来的なあり方からの逸脱であり、それを蝕むものである。この人間観が吟味の俎上に載せられなければならない。この人間観はどれほどの妥当性を有するのだろうか。ガーランドに倣つて、この人間観を二つの視点から相対化してみよう。

第一に、「完全に自律した個人など存在しない——私たち一人ひとは、あらゆる種類の支援を社会的ネットワークに頼つてゐる」。たしかに、他人に依存せずに、つまり自立して生きてゐると思ふことができる。だが、それは一種の錯覚にほかならない。なぜなら、私たち一人ひとは、自足して自身のニーズを満たすことができないからである。他者の労働が生み出す生産物やサーピスを介してしか私たちは生きてゆくことができない。そのような意味において、個人の自立性は一種の幻想である。エヴァ・フェダー・キティが主張するように、「私たちはみな、依存者である——私たち一人ひとりの運命は、他者の運命に頼つてゐる」。あるいは、齋藤純一が述べるように、「(……)私たちの生は、根底的なところで、支援を拒まない他者の承認によつて——かろうじて——支えられている」。それだけではない。私たちが健康であり、思い通りに身体を動かすことができるという事実は、決してバンジャクではない。健康な人物が健康でいられるのは、様々な幸運が重なり合つた結果である。この点を強調して、徳永哲也は次のように述べる。「そうすると実は、「安定的健康者」という存在はどこにもいないのではないか。われわれの多くは、「偶然的・一時的健康者」でしかない。そうであるなら、病や障害のゆゑに直面する問題——そこには依存の問題も含まれる——は、すべての人間の根底に横たわる普遍的な問題であることになる。

第二に、ガーランドは、「依存はそれ自体では悪ではない」と述べる。依存にステイグマが刻印されるような状況が存在しなければ、依存に否定的な意味は付着しない。たとえば、充実した福祉制度を擁する福祉国家においては、ある人物が国家から給付を受けとることによつて、落伍者であるかのようなステイグマがその人物に刻印されるわけではない。また、合衆国のような国であつたとしても、人々はすでに様々な領域において、そして人生の多くの時点で国家に依存している。たとえば教育がそうで

ある。しかし、そのような依存がステイグマとなるわけではない。つまり、国家に依存していることそれ自体がステイグマなのではなく、それを取り巻く状況が国家福祉への依存をステイグマに変容させるだけなのである。

これまで、国家への依存を批判する者たちは一貫性を欠くこと、自立を重視する人間観が面的であること——この二点から依存について考えてきた。人間が身体的存在であり、したがって有限な存在であるかぎり、人間は決して自足することはできない。人間は他者の助力に依存しなければ、その存在を維持することができない。とすると、他者への依存は人間の生の条件であつて、依存を完全に避けることはできない。しかし、この依存が搾取や支配関係を生み出してしまうような事態は回避できるはずである。<sup>B</sup>この搾取や権力関係の回避という点に、連帯制度としての福祉国家の意義がある。

このような搾取や支配関係の回避という視点からすると、連帯が制度を通じて実現されることには大きな利点がある。通常の依存関係は、特定の個人と特定の個人のあいだに成立する依存関係であつて、それは多くの場合、対面的であり、そうであるため人間的なものである。つまり、特定の誰かが別の特定の誰かに依存するという形態で依存関係が成立する。だからこそ依存は搾取や支配関係に転化しやすい。これに対して、福祉国家は制度であるから非人間的な存在である。福祉国家に依存するとしても、それは特定の誰かに依存することではない。純粹に論理的に言えば、ある人が福祉国家に依存するとき、その人は、福祉国家を支えている特定の誰かではない匿名の全員に依存していることになる。福祉国家への依存がこのような類のものであるとすれば、福祉国家への依存によって、脆弱な個人が特定の他者の意志に支配されたり利用されたりする事態を回避することができることになる。

一人ひとりの対面的な支え合いが生み出す負の契機、つまり権力関係や搾取という負の契機を取り除くための一つの方策が、依存関係を匿名化し非人稱化することなのだと思えば、この方策は制度という形態を取らざるをえないだろう。いうまでもなく、非人稱的制度は少数の個人によつては決して実現することができない。多数の個人からなる連帯こそが、この課題を解決することができるのである。一人では不可能なことが複数人なら可能となる。その欠如と過剰の弁証法が、ここでもまた働いている。もちろん、そうした匿名化や非人稱化が連帯に対して負の効果を与えてしまう危険性は十分にある。(中略)

福祉国家について考えるとき、福祉国家と資本制との関係を捨象することはできない。たしかに、今日、福祉という言葉によってイメージされるのは、老齢や病などによって脆弱となった者たちのケアであって、そこにのみ注目するならば福祉国家と資本制という問題設定はトウトツ<sup>オ</sup>なことであるようにも見える。しかし、人間の脆弱性は人間の「自然」によって生み出されるだけではない。それは社会環境の産物でもある。今日の社会環境を理解するうえで、資本制という経済システムは不可欠の参照項である。私たちの生は、資本制によって強く深く榨取られている。たとえば、景気変動による失業は生存手段を奪うことで人間を極めて脆弱な状態に置くことになるが、景気変動に伴う失業は資本制というシステムの本質に属している。資本制という経済システムもたらず、脆弱性は、大規模であると同時に、のちに見るように人間の生の根幹に関わるものである。福祉国家には、このような脆弱性への応答として編み出された制度という一面がある。本節では、福祉国家における連帯の問題を、資本制という視点から考察することになる。

資本制は、様々な経済活動や経済制度、そして、それらを支える様々な環境が、「資本の論理」のイニシアチブのもとに編成される経済システムであり、経済活動の主要な舞台は自由市場である。資本は、マルクスの言い方をすれば剰余価値、平たく言うると利潤を拡大する運動体である。利潤を拡大し、資本の自己増殖の運動を貫徹すること——それが資本の論理の本質である。資本制は、資本の論理が支配する経済システムである。まったく制約が課されないなら、資本は利潤の最大化を目標として、その実現を容易にするよう、自身を取り巻く環境を変更してゆく。自由放任主義が資本制を擁護するイデオロギーであるとすれば、「自由放任のユートピア」こそ、資本が切望する環境である。資本の論理は、このユートピアを実現しようとする。しかし、この資本にとってのユートピアは、そのままでは人間にとってディストピアである。

資本の論理が制約されない場合に生み出される環境は、人間の生存環境としてみた場合どのようなものだろうか。制約されない資本の論理の姿は、初期の資本制のうちに見出すことができる。マルクスが『資本論』第一巻において詳しく描いたように、資本制は長時間労働と低賃金という条件を労働者に課す。労働者は、劣悪な労働条件、居住環境、衛生状態であっても、それを受け入れざるをえない。なぜなら、労働することができなければ、労働者は生きてゆくことができないからである。あるいは、資

本制が拡大してゆくに連れ、周期的な恐慌が社会を襲い、様々な混乱を引き起こすようになった。そのなかでも最たるものが大量の失業であつて、これは労働力を売るほかない労働者にとつて、文字通りに致命的な事態である。

自由放任のユートピアに身を委ね、資本の論理を突き詰めてゆくととき、資本は「人間の限界」に辿りつく。たとえば、長時間労働によつて、人間は擦り切れ、病み、そして死ぬことだろう。資本制のもとで生きる者の多数が、そのような境遇に置かれるほかないのだとすれば、したがつて、人々の生命の再生産が困難となり、資本制を支える労働者の生命が蝕まれるほかないのだとすれば、資本制はその土台をみずから掘り崩すことになるだろう。ヴォルフガング・シュトレークが述べるように、資本制には「自己破壊」の危険性が伏在しているのである。

このような負の側面が資本制にとつて避けがたい以上、「(……)ある根本的な意味において、資本制は、経済行為のシステムとして根本的に反社会的である」という言い方も成り立つ。資本制が帯びる「反社会性」は、初期の資本制にだけ固有のものなのではない。資本の論理によつて資本は資本であることができるのだとすれば、人間にとつて過酷ともいふべき生存環境を生み出す傾向は資本制に内在するものだと言わなければならない。それだから、今日の資本制においても、この傾向は消滅してなどない。

もし誰かがこの傾向を実感することができないのだとすれば、それは、その者が生きている社会が、幸いにも資本の論理が緩和された社会、すなわち資本の論理が貫徹されることを妨げる制度が定着した社会だからである。資本の論理がもたらす負の影響に人が直接に晒されることのないよう整えられた制度が、福祉国家である。人間の側から見たとき、福祉国家は資本制に対する緩衝帯として存在し、機能していると言える。福祉国家は、失業保険、労災保険といったような労働と直接に結びつく制度を編み出してきただけでなく、老齢年金などの給付を通じて、人が労働することができない状況に陥つても生きてゆくことが可能となるような制度を作り出してきた。個々人が単独では回避できない資本制のリスクに、福祉国家は制度を通じて多数の人々の力を集約することによつて、つまり連帯を制度化することによつて応答してきたのである。

(馬淵浩二「連帯論 分かち合いの論理と倫理」一部改変)

- 問一 傍線部アからオについて、カタカナを漢字に、漢字をひらがなに改めなさい。
- 問二 傍線部 A について、どのような不整合を来しているのか、六〇字以内で説明しなさい。
- 問三 傍線部 B とはどのようなことか、一〇〇字以内で説明しなさい。
- 問四 傍線部 C とはどのようなことか、一二〇字以内で説明しなさい。

二 次の文章を読んで、あとの問いに答えなさい。なお、この文章は、『くじ引きしませんか？ デモクラシーからサバイバルまで』に収められた論文による。

**著作権の関係で公開できません。**

**8～15頁**

**著作権の関係で公開できません。**

**著作権の関係で公開できません**

**著作権の関係で公開できません。**

**著作権の関係で公開できません。**

著作権の関係で公開できません。

**著作権の関係で公開できません。**

**著作権の関係で公開できません。**

（瀧川裕英「くじ引き投票制の可能性」一部改変）

問一 傍線部 A について、二重代表制はどのような効果を持つ制度と考えられるのか、四〇字以内で説明しなさい。

問二 傍線部 B について、この問題の緩和による利点は何か、七〇字以内で説明しなさい。

問三 傍線部 C について、六〇字以内で説明しなさい。

問四 傍線部 D について、筆者はどのような評価をしているのか、公平確率説との類似性を踏まえ、一六〇字以内で説明しなさい。